

都市公園における物販に関するガイドライン

1 はじめに

(1) 目的、運用方針

本市の都市公園(以下「公園」という。)内において、物販行為を許可することにより、公園利用者の利便性を向上させ、公園の利用促進及び魅力向上を図ることを目的とし、本ガイドラインは、物販行為に関し下記の通り基準を定めるものです。

(2) 本ガイドラインの改定、廃止について

本ガイドラインは公園の運用状況等に応じて、予告なく内容の改定または廃止をすることがあります。実際の利用にあたっては、利用当日のガイドラインの内容に従っていただきます。

2 利用について

(1) 利用

利用には許可申請を必要とし、次に該当すると認められる場合や本ガイドラインに適合しない場合には利用はできません。

- ① 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者の利用であるおそれがあるとき。
- ③ 公園及び周辺施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ④ 管理上支障があるとき。
- ⑤ 公園利用者の利用を著しく制限するおそれがあるとき。
- ⑥ 公園利用者へ危害を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑦ その他適当でないとき。

(2) 利用を想定しているイベント等

公園の賑わいの創出や地域活性化、魅力向上に資する、多様な主体や世代が参加し、交流できるイベント等への利用を想定しています。

(3) 対象公園

対象とする公園は立地及び規模、周辺の住環境などを考慮し下記のとおりとします。

- ・蘇南公園（河川区域外）
- ・中央公園
- ・布袋下山公園
- ・久昌寺跡公園

(4) 利用可能日及び期間

利用は原則 1 日を単位とし、連続利用は最長 2 日間まで可能です。連続利用を行う場合において持ち込み設置を行う物品は、原則として毎日撤去が必要です。

（市などの事業を実施する場合はこの限りではありません。以下同様とします。）

(5) 利用時間

原則午前 9 時から午後 9 時まで

（準備の時間を含みます。イベント等の実施時間はこの範囲内で自由に定めることができます。また、撤収は必ず午後 9 時 15 分までに完了してください。）

(6) 設備の使用

公園内の電源設備、水道設備、排水設備は、使用できません。

※各自で準備が必要となります。

(7) 利用対象者及び制限

利用対象者は、法人、市民活動団体、区・町内会、個人事業主とし、個人（個人事業主を除く）で利用することはできません。

法人、市民活動団体、区・町内会、個人事業主で構成されるグループなど複数団体で公園を利用する場合は、当該団体の中から公園の利用責任者を定めてください。

同一の団体（代表者、商号の変更など事実上同一とみなす団体を含む）による利用は、公園の利用形態に関わらず、原則として月 2 回までとします。2 日連続の利用は、2 回分の利用として取扱います。

(8) 使用料

使用料は、江南市都市公園条例の規定に基づいて算定します。

3 公園の予約及び利用申請手続について

(1) 予約等手続の場所

江南市役所 3階 都市計画課 窓口

(2) 予約できる期間

公園の利用形態に応じて、原則次の期間内において予約することができます。

- ・利用予定日の3ヶ月前の日の属する月の初日から1ヶ月前まで。

(3) 予約の変更及び取下げ

予約の変更及び取下げは、原則、次に掲げる期日まで行うことができます。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前まで。

(4) 予約の取消し

予約を行った内容について、次に該当した場合は予約を取り消します。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前までに利用許可申請書の提出がない場合。

(5) 利用許可の申請

利用許可の申請は、次に掲げる期日までに必ず行うものとします。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前まで。

申請にあたっては、様式「都市公園内行為許可申請書」及び様式「利用計画書」を必ず提出するほか、市の求めに応じて、その他必要な資料を提出してください。

※公園を使用する面積に応じて、算定された使用料がかかります。

4 公園の利用許可について

(1) 利用内容の確認

提出された都市公園内行為許可申請書等に基づき、市において内容の確認を行います。

市は確認の結果、必要に応じて許可に際して内容の修正を求めることや、条件を付けることがあります。また、利用を許可しないことがあります。

(2) 許可書の発行

市は利用を許可した場合、許可書を発行し、使用料の納付を確認した後に申請者へ交付します。交付は原則として都市計画課窓口で行います。申請者は利用日当日、交付された許可書を必ず携帯し、市の求めに応じて提示できるようにしてください。

(3) 利用の取下げ

許可書の交付以降に、その利用を取り止める場合は、速やかに届け出てください。

5 公園の利用に関する遵守事項等について

(1) 公園利用の基本的事項

地域住民の憩いの場であるという性質上、その性質にふさわしい利用とすることを基本とし、公園をイベント等に利用しようとする者は、以下に掲げる事項を遵守してください。

また、以下の遵守事項等に違反する場合、許可を取り消すことがあります。

(2) 車両の乗入れ、資材等の搬入搬出

- ①公園内を車両が通行するときは、歩行者の安全を十分に確保すること。
- ②車両の乗入れや、資材等の搬入搬出の際は、遊具、ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の公園内施設を汚損しないよう措置を講じること。
- ③車両を配置するときは、歩行者や植栽等施設に排気がかかることのないよう措置を講じること。
- ④搬入搬出のみに必要な車両は、利用者において駐車場を確保するものとし、公園内及び周辺道路に駐停車しないこと。

(3) テント等の設営及び撤去

- ①テント等とは、公園に持ち込み設置する、利用に必要なものの全てを指します。
(例) テント、コンテナ、テーブル、椅子、看板、発動発電機、ゴミ箱、ステージ、音響設備、おもり等
- ②テント等を設置する際は、遊具、ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の公園内施設を汚損しないよう措置を講じること。また、これらの上に仮置きをする行為は禁止します。設置にあたっては、転倒防止対策を講じること。
- ③飲食を伴うなど、利用により公園が汚れる可能性がある場合には、汚れないよう措置を講じること。
- ④発動発電機等排気を伴う設備を設置するときは、歩行者や植栽等施設に排気がかかることのないよう、また騒音による影響を与えないよう措置を講じること。
- ⑤遊具、ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の公園内施設に、貼り紙、看板の設置、ロープの巻付け等はできません。
- ⑥テント等の配置に際しては、安全かつ快適な歩行者動線を確保することとし、利用している区域内を一般の歩行者が通り抜けられるようにすること。
- ⑦設営及び撤去中の安全管理の一切は利用者の責任において行うこと。
- ⑧公園利用後は、必ず元の状態に戻すこと。

(4) 公園の清掃

- ①利用中及び利用後は、公園内のごみ拾い等の清掃を行うこと。
- ②公園内の汚れは利用者の責任において清掃を行うこと。また、床面ブロック等設備が汚れる可能性がある場合には、事前に養生を行うなど防止策を講じること。
- ③利用により生じたごみ等は、あらかじめごみ箱を設け回収するなどし、周辺施設へ廃棄させないこと。

(5) 火気等の取扱

- ①火気の使用は、コンテナ内など床面及び三方が囲われた場所内に限ります。
- ②火気使用の際は、周囲へ火の粉やすず、油等が飛散しないよう、床面を養生する、周辺を囲うなど適切な措置を講じること。
養生及び囲いをする際には、火気使用による引火や発熱による公園内設備への損傷が生じないように、一定の距離を確保する、耐火・断熱性のある素材を囲いに使用する、コンパネ等で床面を保護するなどリスク管理を徹底すること。

(6) 法令遵守及び関係機関等との調整

- ①利用に係る各法令の遵守は利用者の責任において対応すること。
- ②飲食及び火気を使用する利用は、関係法令に基づき消防予防課、保健所等へ必要な手続きを行うこと。
- ③利用にあたり地元区に対して事前に周知を行うこと。
- ④音やにおい、振動が発生する行為を伴う場合は、公園周辺の施設等に対し、利用者が事前連絡を行うなど、調整を十分に行うこと。
音響設備など、音を発する機材を用いる場合は、原則として 70dB 以下を厳守すること。
- ⑤アルコールの販売は原則禁止とします。
※特別に市が認めた場合に限り可能とします。

(7) その他の留意事項

- ①利用時には必ず現地に責任者を常駐させ、利用に起因する事故や苦情等に対し、利用者の責任において速やかに処理すること。同時に、来場者の整理や避難誘導、会場の警備についても利用者の責任において実施すること。また、発生した事故や苦情等の一切は、その対応と同時に市へ報告すること。
- ②利用者はすべて、事故など緊急時における連絡体制や対応の流れを把握していること。
また利用申請者は、申請時に市の求めに応じ関係資料を提出すること。

- ③公園の利用中において市がその状況を確認することがあります。利用者はこれに必ず応じること。利用者の管理が不十分である、または公園の通行者の妨げとなる利用であると市が認める場合等には、利用内容の変更または利用中止とすることがあります。その場合に生じる損失の一切について、市は責任を負わないものとします。
- ④自然災害等のため利用が危険であると判断したときや、その他やむを得ない理由があるときには、利用内容の変更または利用中止とすることがあります。その場合に生じる損失の一切について、市は責任を負わないものとします。
- ⑤利用者が公園内の施設、設備、または第三者や周辺施設等に損害を与えた場合、その責任は利用者が負うものとし、損害について賠償するものとします。必要となる保険は、利用者の責任において加入すること。
- ⑥公園内における、利用許可を受けていない利用及び許可を受けた日時以外の利用は禁止します。
- ⑦公園の利用中及びその前後において、イベント等の実施内容など利用者の利用内容に関する問い合わせは、利用者が対応すること。

都市公園における物販の利用に関するガイドライン

令和7年7月1日制定・運用開始

江南市都市整備部都市計画課

T E L : 0587-54-1111 (内線 329)

E - m a i l : tokei@city.konan.lg.jp